

三田市水道事業給水条例新旧対照表

現行								改正案							
第1条～第25条 省略 (料金) 第26条 料金は、次の表に掲げるメーター口径に応ずる同表の基本料金欄及び従量料金欄に掲げる額の合計額に同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 水道の使用に係る基本料金並びに従量料金								第1条～第25条 省略 (料金) 第26条 料金は、次の各号の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 一般用及び公衆浴場用の水道の使用に係る基本料金及び従量料金(1箇月につき)							
用途	区分 メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)					第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段		
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段								
一般用(公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)	20ミリメートル以下	1,250円	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 15円	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 18円	30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 24円	50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 29円	100立方メートルを超える分 35円								
	25ミリメートル	1,790円	20立方メートル												
	30ミリメートル	4,670円	での分 150円												
	40ミリメートル	5,930円													
	50ミリメートル	13,480円													
	75ミリメートル	27,860円													
	100ミリメートル	47,630円													
	150ミリメートル	130,320円													
	公衆用		300立方メートル	300立方メートルを超える分 70円											
	一般用(公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)	20ミリメートル以下	1,100円	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 15円	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 18円	30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 24円	50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 29円	100立方メートルを超える分 35円							
25ミリメートル	1,790円	20立方メートル													
30ミリメートル	4,670円	での分 150円													
40ミリメートル	5,930円														
50ミリメートル	13,480円														
75ミリメートル	27,860円														
100ミリメートル	47,630円														
150ミリメートル	130,320円														
公衆用		300立方メートル	300立方メートルを超える分 70円												

浴場 用	トル以下 1	3,480円	
臨時 用		6,800円	700円

2 前項の用途適用基準は、別に管理者が定める。

(料金の算定)

第27条 料金は、隔月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が2箇月ごとに定めた地区と日をいう。)にメーターの点検を行い算定する。ただし、やむを得ない理由があるとき又は管理者が必要と認めたときは、隔月定例日以外の日に点検することができる。

第28条～第29条 省略

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは中止したときの料金は、次のとおりとする。

(1) 給水量が基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1とする。

(2) 給水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月分とみなして算定する。

2 月の中途において、その用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

第31条～第32条 省略

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書又は集金の方法により2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

以下省略

浴場 用	メートル 以下 1	3,480円	
---------	--------------	--------	--

(2) 臨時用の水道の使用に係る基本料金及び従量料金

基本料金	従量料金(1箇月につき・使用水量1立方メートルにつき)
6,800円	700円

2 前項の用途適用基準は、別に管理者が定める。

3 管理者は、安定給水の確保に関する動向、社会経済情勢等を勘案し、概ね5年ごとに料金体系について検証し、その結果必要な措置を講じるものとする。

(料金の算定)

第27条 料金は、隔月定例日(地区ごとに料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が2箇月ごとに定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い算定する。ただし、やむを得ない理由があるとき又は管理者が必要と認めたときは、隔月定例日以外の日に点検することができる。

第28条～第29条 省略

(特別な場合における料金の算定)

第30条 第26条第1項第1号の表に規定する水道料金については、水道の使用を開始した場合の料金はその使用開始の日の直後の隔月定例日に計量した使用水量をもつて、水道の使用をやめた場合の料金は第21条第1号の届出があつた日以後に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもつて、別に管理者が定めるところにより日割計算により算定する。

第31条～第32条 省略

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書若しくは口座振替又は集金の方法により2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

以下省略